

伊勢崎市監査委員告示第 3 号

公 表 書

令和5年度随時監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	伊	藤	純子

記

- 1 随時（工事に関する）監査結果報告書

令和5年度随時（工事に関する）監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項）

3 監査の日程及び対象

令和6年2月6日（火）

都市計画部都市計画課

（工事名）都市計画道路3・4・44号駅南東西通り（駅西工区）越山橋下部工事

4 監査の着眼点

計画、設計、積算、契約、施工等に関する事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の観点から検証した。

5 監査の実施内容

監査に際し、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、工事の技術的な指導、助言については、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム（担当技術士：塚原忠一氏）に委託し技術調査協力を得て実施した。

当日対象工事の執行に関して、監査の着眼点を踏まえ、工事担当部課職員及び関係職員から説明を聴取するとともに、現地を实地調査した。

なお、関係者からの説明と質疑応答は、次のような手順により実施した。

- （1） 工事概要説明
- （2） 計画、基本設計、実施設計、積算、契約、工事監理、施工状況等について内容確認及び書類調査
- （3） 現地において实地調査

6 監査の結果

特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム（担当技術士：塚原忠一氏）から、別紙のとおり技術調査報告書の提出があり、これに基づき、関係者の説明及び関連書類の審査等の結果を総合的に検討した結果、監査対象とした工事における工事計画、設計、積算、入札、契約、工事監理、施工管理及び現場管理については概ね適正であると認められた。



伊勢崎市監査委員 様

工事監査に伴う技術調査報告書

都市計画道路 3・4・44 号 駅南東西通り (駅西工区) 越山橋下部工事

令和 6 年 3 月 19 日



地域と行政を支える技術フォーラム

目 次

担当技術士一覧

まえがき	1
第1章 調査実施の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査実施日	1
1.3 調査実施場所	1
1.4 出席者	2
1.5 日程	3
1.6 調査方法	3
1.7 工事概要	4
第2章 調査業務内容	5
2.1 計画	5
2.2 設計	6
2.3 積算	9
2.4 契約	11
2.5 施工	12
第3章 総合評価	17
むすび	18

担当技術士一覧

総合管理技術士

理事長

原田 敬美

技術士（建設部門）

登録 No. 24446

博士（工学）



部門統括技術士

建設委員長

石川 敏行

技術士（電気電子部門）

登録 No. 21921



担当技術士

会員

塚原 忠一

技術士（上下水道部門）

登録 No. 72668

1級土木施工管理技士

登録 C011006492



特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL 03-3403-2325 FAX 03-3404-0734

まえがき

本工事調査報告書は、伊勢崎市との契約に基づき、表記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（指導、助言）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査実施の概要

1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①計画、②設計、③積算、④契約、⑤施工等に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認と必要な指導、助言を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日

令和6年2月6日（火曜日）

1.3 調査実施場所

伊勢崎市役所	東館5階第3会議室
施工現場	伊勢崎市太田町外地内

1.4 出席者

【午前・午後】

伊勢崎市監査委員

光山 喜一郎
高田 嘉郎
伊藤 純子

都市計画部

部長 深澤 清人
副部長 山田 弘樹
課長 大槻 孝太
課長補佐 小林 孝弘
係長 北村 仁一
主査 小島 翼
主査 水越 輝
課長 石井 良一
課長補佐 金子 誠一
係長 新井 諭
局長 阿佐美 仁
課長 井田 弘江
課長補佐 酒井 淳子
主査 佐藤 想

都市計画課

財政部 契約検査課

監査委員事務局

監査課

特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム

技術士 塚原 忠一

【午後のみ】

工事施工業者

田中・萩原（都）3・4・44号駅南東西通り（駅西工区）越山橋下部工事

特定建設工事共同企業体

田中建設株式会社	土木本部長	田中 克宗
	現場代理人	山本 勇一
	監理技術者	本郷 正和
株式会社萩原土建	監理技術者	萩原 健晴

1.5 日程

令和6年2月6日（火曜日）

- 10時00分 代表監査委員挨拶、自己紹介
- 10時10分 工事概要説明、書類調査、質疑
- 12時00分 午前の日程終了
- 13時00分 書類調査、質疑
- 14時00分 書類調査、質疑の終了
- 14時20分 現地調査
- 14時40分 現地調査終了
- 15時00分 講評打合せ
- 15時30分 講評
- 15時50分 代表監査委員挨拶
- 16時00分 終了

1.6 調査方法

調査は、仕様書に基づき実施したものであり、その概要、手順は次のとおりである。

- ① 担当課による工事経過、概要の説明
- ② 契約関係書類の調査
- ③ 特記仕様書の調査
- ④ 設計図面の調査
- ⑤ 積算書の調査
- ⑥ 工事監理状況の調査
- ⑦ 施工管理状況の調査
- ⑧ その他

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

1.7 工事概要

工事件名	都市計画道路 3・4・44 号 駅南東西通り (駅西工区) 越山橋下部工事		
工事場所	伊勢崎市太田町外地内		
発注者	伊勢崎市		
担当課	伊勢崎市都市計画部都市計画課		
設計	都市設計株式会社		
工事内容	橋梁下部工		
	土工		一式
	橋梁下部工	逆 T 式橋台	2 基
		場所打杭	20 本
	固結工	高圧攪拌噴射工	一式
		深層混合処理工	一式
	護岸工	コンクリートブロック積	360.6 m ²
		帯工	1 基
	構造物撤去工	旧橋撤去外	一式
受注者	田中・萩原 (都) 3・4・44 号 駅南東西通り (駅西工区) 越山橋下部工事特定建設工事共同企業体		
請負金額	261,800,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 23,800,000 円)		
仮契約日	令和 5 年 5 月 19 日		
契約日	令和 5 年 6 月 26 日		
工期	令和 5 年 6 月 26 日から令和 6 年 3 月 25 日まで		
進捗率	実績 18.5% (令和 6 年 1 月末)		

第2章 調査業務内容

2.1 計画

(1) 市上位計画の位置づけ

令和2年3月に策定された「第2次伊勢崎市総合計画」後期基本計画の第3章—分野別計画—都市基盤分野「〔2-1-4〕道路の整備と管理」に本事業が位置づけられている。また、当工事は実施計画(令和5年度版)における「都市計画道路3・4・44号道路改良事業(駅西工区)」に位置づけられている。令和5年度の実施計画として「物件移転補償の実施」及び「道路改良工事・橋梁工事の実施」が示されている。実施目的は「都市計画道路3・4・44号駅南東西通りのうち県道(主要地方道)伊勢崎大胡線から赤坂川までの未整備区間を整備し、駅利用者や児童・生徒の通行安全性と駅への交通アクセス機能の向上を図ります。」であり、具体的方法として「整備延長L=約220m、基本幅員W=17mの道路整備を実施します。」との記載がある。

第2次伊勢崎市総合計画に位置づけられる様々な分野の施策のうち、都市政策の分野を受け持つ計画として「都市計画マスタープラン(平成20年度～令和9年度)」がある。この中においても、第5章 地域づくりの方針2-4. 中央地域 ④公共交通・幹線道路 都市計画道路(事業中:坂東大橋石山線、伊勢崎駅南口線、伊勢崎駅北口線、駅南東西通り、足利通り、駅北東西通り、駅西南北通り、伊勢崎1号線、駅東南北通り)、として記載されている。また、都市計画施設(都市計画道路)の見直しとして、「都市計画道路見直し案」が策定され、ホームページでも公表されている。これによれば、駅南東西通りは存続路線として記載されている。

なお、当報告書による技術調査対象工事は、計画路線終点部の準用河川赤坂川に架かる越山橋架け替えに伴う下部工工事である。

計画は、市上位計画の方針等と整合が図られ適切である。

(2) 計画の経過・手続き

都市計画道路3・4・44号駅南東西通りは、伊勢崎駅南側を東西に走る路線であり、県道(主要地方道)伊勢崎大胡線から県道(主要地方道)伊勢崎大間々線に至る延長1,090mの都市計画道路であり、平成8年度に都市計画決定された。

このうち伊勢崎市が「伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業」で施工する部分を除いた延長216mについて、令和2年(令和2年2月4日)に事業認可を受け、令和8年度完了を目指し事業を推進しているところである。ま

た、市道路線の区域変更が令和5年4月13日付文書により、告示が完了していることを確認した。

必要な各種手続き（都市計画法、道路法、河川法等）が適切に行われ、計画は適切と判断する。

(3) 事業実施手法について

計画された当事業の目的は、駅利用者や児童・生徒等の歩行者・自転車通行の安全性と駅への交通アクセス機能の向上を図ることである。

伊勢崎市では、社会資本総合整備計画「都市部における災害に強く、歩行者が安全で安心して通行できる基盤整備(重点)(防災・安全)」の交付金を活用し事業化している。計画書、交付申請書及び交付決定通知書等を確認した。

財政上も国庫からの交付金を活用した事業実施手法は適切である。

(4) まとめ

上位計画の方針に整合し、必要な手続き及び有利な交付金を活用した計画は適切である。

2.2 設計

(1) 設計基準、技術基準等について

設計基準、技術基準等としては、国土交通省、群馬県(県土整備部)、公益社団法人日本道路協会等の各種基準、設計資料等が適用されている。

特に重要な基準等として、「道路橋示方書・同解説(I～V)(公益社団法人日本道路協会)」及び「道路橋計画・設計要領(群馬県県土整備部)」であるとの説明を受けた。

設計基準、設計資料等の整備状況及びその適用は適切である。

(2) 設計内容について

道路の構造・規格については「令和2年度 補助公共 (都)3・4・44号 駅南東西通り(駅西工区)越山橋 調査設計業務委託 設計報告書(以下「業務報告書」という。)」により、道路幅員、計画交通量及び設計速度等の決定について説明を受けた。「道路構造令の解説と運用(平成27年6月)日本道路協会」等に整合した、適切な設計が行われている。

橋梁の構造・形式については、業務報告書の「橋梁形式選定比較案一覧表」が示され、「単純合成H型鋼橋」、「プレテンション方式単純床版橋」及び「ボックスカルバート橋」の3案により検討し、「プレテンション方式単

純床版橋」を採用したとの説明を受けた。評価の視点は「経済性」、「構造的性」、「施工性」、「維持管理性」及び「環境への適応性」の5項目による総合評価を行った。総合評価を行う上で5項目を同様に評価するのではなく、「経済性(50/100)」、「維持管理性(20/100)」に重点を置いた点数制を用いていた。経済性の評価については、ライフサイクルコスト(建設費+維持管理費)として検討していることは望ましい姿である。

橋梁詳細設計では、橋台の設置位置、形式及び規模(橋台高さ)について確認した。各種根拠資料が示され、決定された根拠についても、わかりやすく記載されていた。橋台形式は「重力式橋台」及び「逆T式橋台」が検討された。支持地盤が深い場所に存在することから、基礎工として杭基礎となるため、下部工形式は「逆T式橋台」を採用した。また、基礎工(杭基礎)は支持層までの土質から、場所打ち杭工(オールケーシング)が適切であると、「基礎構造形式選定表」により説明を受けた。橋台及び杭基礎の構造計算書について、概要版が示され内容(安全性)を確認した。

なお、杭基礎の長さを決める基礎地盤の位置を推定するため、兩岸の橋台設置箇所上流側の位置でのボーリング調査結果を用いていた。橋台延長方向に支持地盤が傾斜していると、施工時に杭長さを変更しなければならない。このため、今後このようなボーリング調査を行う場合、一方のボーリング位置については、下流側の位置で行うことが望ましい。ただし、当工事においては、施工時における支持地盤の確認により、支持地盤の傾斜が認められなかったことから、杭基礎の長さ変更は不要であった。

護岸工等が安定するために、周辺土砂の地盤改良が必要となった。必要な強度が発生するよう、「深層混合処理工法」及び「高圧噴射攪拌工法」について説明を受けた。必要強度、添加量等について確認した。

仮設工(仮設土留め)については、指定仮設として計画されている。鋼矢板及び支保工について、設計計算書を確認した。その他の仮設工は、任意仮設として設計したとの説明を受けた。

河川法の手続きについては、令和5年5月19日に河川管理者(伊勢崎市土木課)より許可を受けていた。許可書を確認した。

設計内容は、設計基準及び設計資料等に適合し適切と判断する。

(3) 設計図、特記仕様書について

設計図は、「位置図」、「平面図」、「拡大平面図」、「越山橋橋梁一般図」、「道路縦断図」、「赤坂川縦断図」、「道路座標図」、「河川中心線形図」、「既設橋台撤去断面図」、「仮排水管設置及び盛土工断面図」、「A1橋台 構造一般図(2枚)」、「A1橋台 配筋図(6枚)」、「A1橋台 場所打ち杭配筋図」、「A2橋

台 構造一般図(2枚)」、「A2 橋台 配筋図(6枚)」、「A2 橋台 場所打ち杭配筋図」、「仮設道路平面図」、「河川横断図(6枚)」、「地盤改良工平面図」、「右岸地盤改良工横断図(2枚)」、「左岸地盤改良工横断図(2枚)」、「護岸工計画平面図」、「護岸工詳細図」、「護岸工展開図」、「帯工構造図」、「土留工一般図」、「土留工詳細図(2枚)」、「旧橋撤去一般図」及び「構造物撤去工構造図(4枚)」から構成されており、施工に必要な事項は記載されている。

特記仕様書は、「施工条件の明示」と共に必要な内容が的確に記載され作成されている。施工条件を詳細に明示することは、受発注者のコミュニケーションを図る上でも望ましいものである。

設計図及び特記仕様書は適切に作成されていた。

なお、条件明示の一部に「調整中の事項」があったが、その詳細の記述が存在しなかった。今後における「調整中の事項」の記載については、その内容及び調整終了予定等を記載することが望ましい。

(4) 施工時の安全性について

特記仕様書(施工条件の明示)では、安全対策関係及び工所用道路関係として、「通行車両及び通行人の往来に充分注意すること。」及び「本工区は、指定通学路となっていることから、登下校の時間帯については、特に留意するものとし、必要な安全対策を講じること。」としている。また、「本工事においては、交通誘導員の配置を 56 人日(2 人×28 日)、想定している。」との記載により、必要に応じた交通誘導員を配置しているとの説明を受けた。

安全対策は適切である。

(5) 工期の設定について

工期の設定は特記仕様書(施工条件の明示)において、「本工事は、繰越工事となる予定であり、諸手続きが完了した後、令和6年6月末まで工期を延期する予定である。」との記載から、当初から次年度への繰越しを考慮したものである。このような場合、可能であれば複数年の工期設定による複数年契約とすることが望ましい。

(6) 地域への工事説明について

近隣の区及び区代表者等に、「地元配布用(図面が詳細)」、「回覧用」等の書類を依頼しながら、工事説明を行った。関係者を集めての説明会開催も予定したが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、代表者等への説明及び回覧としたとの説明を受けた。「工事通知配布一覧」により、記録されていた。

地域への工事説明は適切と判断する。

(7) コスト削減、環境配慮について

コスト削減・環境配慮について、経済性ではライフサイクルコスト最小化による構造・形式を採用した。環境配慮については、施工場所が市街地の住宅地に近接していることから、使用機械は低振動・低騒音型を指定している。また、建設発生土を極力排出しないよう、設計で配慮したとの説明を受けた。

コスト削減、省資源及び資材のリサイクルについて配慮され適切である。

(8) 維持管理への配慮について

橋梁の構造・形式選定時に、維持管理費の少ない橋梁形式である「プレテンション方式単純床版橋」を採用した。

維持管理上の配慮も適切である。

(9) まとめ

設計基準、設計資料等の整備状況及びその適用は適切である。また、設計内容は、設計基準及び設計資料等に適合し、設計図及び特記仕様書は適切に作成されていた。

なお、条件明示の一部に「調整中の事項」があったが、その詳細の記述が存在しなかった。今後における「調整中の事項」の記載については、その内容及び調整終了予定等を記載することが望ましい。

2.3 積算

(1) 積算システムの運用について

積算は「土木工事設計積算システム（以下「積算システム」という。）」を採用している。公益財団法人群馬県建設技術センターとの契約により、最新の設定がなされている積算システムとの説明を受けた。「土木工事設計積算システム貸付契約書」を確認した。また、積算基準は「積算基準及び標準歩掛（土木編）Ⅰ～Ⅲ（群馬県県土整備部）」により、発注時の最新版を使用しているとの説明を受けた。

当工事における積算単価の採用として次の優先順で決めていることを確認した。

- ① 基礎単価表（群馬県県土整備部）で定める単価
- ② 物価資料（「Web 建設物価」、「積算資料電子版」等）による単価
- ③ 特別調査による単価

④ 見積による単価

これらの優先順位、設定方法については群馬県県土整備部の基準に適合していることを関係文書の提示、説明により確認した。また、見積等による単価の採用についても、群馬県県土整備部の基準に準じ「見積り依頼」、「見積書の受理」及び「見積り単価の検討（基準の採用フロー）」により決定していることを確認した。

なお、見積書に記載のある「見積有効期間」が「提出後6ヶ月」となっていた。工事での使用時期はこれを超えるものであるため、見積依頼時には使用時期に合わせた「見積有効期間」の記載を依頼することが望ましい。

積算業務は、都市計画課担当職員が群馬県県土整備部の基準に則り積算システムを利用して行っている。

積算システムの運用は適切である。

(2) 諸経費の算出について

諸経費の算出については、共通仮設費のうち次の項目について率分以外の項目を積上げし計上していた。

① 運搬費—重機分解組立輸送及び仮設材運搬費

② 技術管理費—地盤改良調査費及び土質等試験費

これらの計上内容については、設計書、関係する基準及びヒアリングにより適切に行われていることを確認した。

(3) 積算業務について

設計書の作成は、都市計画課担当職員が積算システムから出力し、これを照査担当職員が、入力数量、適用日、条件等の確認を行い、上司の決裁により作成されていた。

積算業務は適切である。

(4) まとめ

積算業務は、都市計画課担当職員が群馬県県土整備部の基準に則り積算システムを利用して行っている。単価設定(見積によるもの)、諸経費の算出等について、基準に則り適切に行われていた。

積算システムの運用及び積算業務は適切である。

なお、見積書に記載のある「見積有効期間」が「提出後6ヶ月」となっていた。工事での使用時期はこれを超えるものであるため、見積依頼時には使用時期に合わせた「見積有効期間」の記載を依頼することが望ましい。

2.4 契約

(1) 入札前手続き

当工事は「社会資本整備総合交付金」を活用している事業であることから、入札執行前手続きとして、交付金交付申請の手続きが必要である。交付申請書及び承認関係の書類を確認したところ、令和5年4月3日付けで申請及び承認手続きが終了していた。

令和5年4月3日起案、決裁の「予算執行伺」により、担当の都市計画課から入札・契約を担当する財政部契約検査課へ、入札前手続きとして引き継がれていることを確認した。予算執行伺決裁区分、押印等の内容も適切である。

(2) 入札について

入札について、予定価格が500万円未満の工事は「指名競争契約」、500万円以上の工事は「一般競争入札」を基本としている。当工事は、予定価格が2億円以上の土木一式工事であるため、「伊勢崎市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」により、事前に特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を結成し、指名競争入札により実施していた。また、当工事の予定価格が8,000万円以上となることから、「伊勢崎市総合評価落札方式試行要領」により、総合評価落札方式となった。予定価格調書は設計額と同額であり、歩切りは行われていない。総合評価落札方式を採用したことから「調査基準価格」及び「失格基準価格」が設定されているとの説明を受けた。

入札は4共同企業体が指名され、4共同企業体が参加・応札し、総合点が最高であった「田中・萩原(都)3・4・44号駅南東西通り(駅西工区)越山橋下部工事特定建設工事共同企業体」が落札した。予定価格268,851,000円(税込)、当初契約額261,800,000円(税込)、落札率97.38%により決定した。関係書類は「入札調書」、「入札経過表」、「入札結果登録」、「予定価格調書」及び「入札の執行について(通知)」を確認した。予定価格は事前公表制である。

入札手続きは適正である。

(3) 契約について

契約締結後、設計書、契約書及び保証証書(契約保証)等はファイリングされ、担当課にて保管されているとの説明を受け、関係書類を確認した。

契約の締結は、令和5年5月19日に仮契約が行われた。

令和5年6月26日の議会での可決により、令和5年6月26日に本契約

となった。「契約書」「保証証書(契約保証)、及び「議決証明書」を確認した。

「前払金請求書」が令和5年7月10日に提出され、令和5年7月20日に支払いが行われている(請求日より14日以内)。「歳出予算整理簿(差引簿)」、「保証証書(前払金保証)」を確認し、内容について説明を受けた。

契約手続き、関係書類の保管・管理及び前金払い等の手続きは適切である。

(4) まとめ

入札・契約手続き、前払い及び関係書類の保管・管理は適切である。

2.5 施工

(1) 施工監理体制(監督職員)について

令和5年6月26日、伊勢崎市長から受注者に「監督職員指定通知書」が通知されていることを確認した。監督員の体制は「監督総括職員(係長)」及び「監督職員(担当)」である。

工事監督基準等については「建設工事必携(群馬県)」に則り実施しているとの説明を受けた。

日常の工事監理は、都市計画課担当職員(以下「監督職員」という。)が週2回程度の頻度で現場に出向き、施工状況の確認等を行っている。また、必要により要請された「立会」、「段階確認」等にも対応しているとの説明を受けた。

施工監理体制は適切である。

(2) 施工体制と法令等の遵守について

「施工体制台帳」、「施工計画書」及び「監理技術者証」等を確認した。また、施工体制関係書類一覧として「施工状況報告書」及び「下請施工状況変更届」がファイリングされ、整備されていた。「施工状況報告書」及び「下請施工状況変更届」の一部を確認した。

法定掲示物として「施工体系図」、「労災保険関係成立票」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識」、「建設業許可票」及び「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書」について確認した。いずれも適切に掲示されていた。

施工体制と法令遵守については適切と判断する。

(3) 近隣対策について

隣接住民、地区代表者等に対しては、発注者が事前に工事説明を実施している。受注者は着手前及び大型建設機械の搬入前に関係者に「おしらせ」の文書を訪問説明・配布する等を行った。「地元住民の皆様へ 越山橋下部工事についてのお知らせ」及び「地元住民の皆様へ 越山橋下部工事に伴う大型建設機械搬入のお知らせ」を確認した。

地域からの要望・苦情等の有無について確認したところ、交通安全に対する要望(カーブミラーの設置)はあったが、特に苦情等は無いとの説明を受けた。

近隣対策は適切である。

(4) 安全対策について

安全管理として、安全組織体制、緊急時の体制及び対策等については、「安全管理組織表」及び「緊急時連絡組織表」により確認した。緊急時の連絡及び体制は、法定掲示物と同じ場所に掲示されていた。

安全管理活動として、次の項目が計画されていた。

- ① 朝礼・KY活動
- ② 安全作業打合せ
- ③ 現場安全巡視
- ④ 安全パトロール
- ⑤ 工事安全教育、訓練

日々の安全管理では、毎朝礼にてKY(危険予知活動)を実施し、記録を残している。「リスクアセスメントKY」記録を確認した。

工事安全教育、訓練の関係書類については「新規入場教育アンケート」、「12月度安全教育の実施状況報告書」及び「1月度安全教育の実施状況報告書」等の記録がファイリングされ、各記録について確認した。調査当日までのクレーム及び事故等は無いとの説明を受けた。

緊急時の体制及び対策については、「災害対策組織表」、「災害復旧用資機材」、「異常気象時の対応」及び「作業中止基準及び再開基準」により、対策内容の説明を受けた。

安全対策は適切と判断する。

(5) 工事監理、施工管理について

市と受注者双方の確認事項として、「工事打合せ書」により記録している。「工事打合せ書」については、相互に確認しながら工事を進めている。また、一覧表を作成しわかりやすく管理していることは良い事例である。調

査当日までに、36件の工事打合せ書が確認できた。

整理された「工事打合せ書」の中から、次の内容を確認した。

- ・ 設計図書の照査(第1回)について【提出】
- ・ 工事予告看板の掲出について【提出】
- ・ 施工計画書について【提出】
- ・ 仮設道路整備工及び仮水路工の施工について【協議】
- ・ 起工測量の結果について【提出】
- ・ 保安施設設置計画について【提出】
- ・ 構造物取壊し工 旧橋撤去工 橋体撤去工の施工方法について【協議】
- ・ 構造物取壊し工 旧橋撤去工 橋体撤去工の施工について【協議】
- ・ 橋体撤去工の施工方法について【指示】
- ・ 変更施工計画書(第1回)について【提出】
- ・ 交通誘導警備員の配置について【指示】
- ・ 工事支障物(H型鋼・シートパイル)について【協議】
- ・ 工事支障物(H型鋼・シートパイル)について【指示】
- ・ 場所打杭施工時における作業ヤードの地盤支持力について【協議】
- ・ 場所打杭施工時における作業ヤードの地盤支持力について【指示】

品質管理及び出来形管理として、「場所打杭工 鉄筋組立完了時 確認表」、「段階確認表一覧」、「段階確認表」、「段階確認写真記録」及び「基礎杭支持層確認記録」等の書類を確認し、その内容について説明を受けた。また、市担当職員及び現場代理人からのヒアリングにより、適切な打合せ・協議及びコミュニケーションが図られていることを確認した。

発注者及び受注者共に現場条件を十分に把握し、関係者への対応も誠実に行われている。工事への対応も、事業の目的を十分に理解し熱意をもって業務を行っている。

工事監理、施工管理は適切である。

(6) 工事記録写真について

工事記録写真は、着工前、不可視部分の出来高確認等を記録している。これらは電子化されている。工事記録写真、電子化記録及びヒアリングにより確認した。

施工管理に使用するパソコンは、夜間・休日等については現場事務所に置かず、持ち帰っているとの説明を受けた。

工事記録写真及び記録の保存は適切である。

(7) 環境対策、現場作業環境について

建設機械関係では、低騒音・低振動対策対応の機械を使用する仕様であり、これらを使用している。近隣住民等からの苦情は、現在のところ無いとの説明を受けた。

現場事務所では粉塵が民家側に飛散しないよう、防塵ネットによる対応が行われている。

現場事務所は十分な広さのものを設置している。エアコンが設置され、作業員用トイレ、作業員休憩所も設置されている。夏季には熱中症対策を行い、新型コロナ対策として消毒液、マスク等を常備しているとの説明を受けた。また、消火器の備えもあった。資材置き場も現場事務所と同一敷地内にあり、整理整頓されている。

環境対策、現場作業環境は適切である。

(8) 工程管理について

工程管理については、監督職員に報告している月別工程表と、全体を示すバーチャート工程表により実施されていた。

1月末報告の「実施工程表」によれば、計画18.9%に対し実績18.5%の進捗で、ほぼ予定どおりである。

なお、全体工程が延長されていたため、理由について確認した。令和5年12月27日の協議書により工期を延長する協議を行っている。実際の手続きは、繰越等の承認が必要であるが、全体工程を把握するためには、とても良い対応である。

工程管理については適切と判断する。

(9) 建設副産物の処理について

処理委託契約書の写し、許可証の写し等を確認した。

処理済みの産業廃棄物管理票（マニフェスト）は整理されファイリングされている。また、建設廃棄物についての処理数量総括表を確認した。

建設副産物処理は適切である。

(10) 設計変更について

設計変更については、工事打合せ書による回答・指示により対応している。

これまでの設計変更の対象は次のとおりである。

- ① 仮設道路整備工及び仮水路工の施工について（令和5年9月5日：工事打合せ書【協議・回答】）

- ② 橋体撤去工の施工方法について（令和5年9月22日：工事打合せ書【指示】）
- ③ 交通誘導警備員の配置について（令和5年11月6日：工事打合せ書【指示】）
- ④ 工事支障物（H型鋼・シートパイル）について（令和5年12月4日：工事打合せ書【指示】）
- ⑤ 場所打杭施工時における作業ヤードの地盤支持力について（令和5年12月13日：工事打合せ書【指示】）

いずれの変更協議についても、必要な手続き、資料及び決裁は適切に行われていることを書類及び説明により確認した。

なお、設計変更の対象となる工事打合せ書について、変更概算金額の記載が無かった。協議・指示における変更概算金額は、設計変更及び契約変更の重要な情報であるため、今後については変更概算金額の記載を望む。

設計変更については適切と判断する。

(11) 施工全体のまとめ

施工に関しては、全体的に適切に実施されている。

発注者及び受注者共に現場条件を十分に把握し、関係者への対応も誠実に行われている。工事への対応も、事業の目的を十分に理解し熱意をもって業務を行っている。

工事の進捗はほぼ計画どおりである。

現在のところ事故等発生していないが、今後もこれまで以上に慎重で安全な工事監理及び施工を望む。

設計変更の対象となる工事打合せ書について、変更概算金額の記載が無かった。協議・指示における変更概算金額は、設計変更及び契約変更の重要な情報であるため、今後については変更概算金額の記載を望む。

第3章 総合評価

今回の調査で、特に大きな指摘すべき事項はない。今後とも良い点はさらに伸ばし、改善点は早急に対応することが望ましい。気が付いた点、課題等以下に書き留める。

1. 計画

上位計画の方針に整合し、必要な手続き及び有利な交付金を活用した計画は適切である。

2. 設計

設計基準、設計資料等の整備状況及びその適用は適切である。また、設計内容は、設計基準及び設計資料等に適合し、設計図及び特記仕様書は適切に作成されていた。

なお、条件明示の一部に「調整中の事項」があったが、その詳細の記述が存在しなかった。今後における「調整中の事項」の記載については、その内容及び調整終了予定等を記載することが望ましい。

3. 積算

積算業務は、都市計画課担当職員が群馬県県土整備部の基準に則り積算システムを利用して行っている。単価設定(見積によるもの)、諸経費の算出等について、基準に則り適切に行われていた。

積算システムの運用及び積算業務は適切である。

なお、見積書に記載のある「見積有効期間」が「提出後6ヶ月」となっていた。工事での使用時期はこれを超えるものであるため、見積依頼時には使用時期に合わせた「見積有効期間」の記載を依頼することが望ましい。

4. 契約

入札・契約手続き、前払い及び関係書類の保管・管理は適切である。

5. 施工

施工に関しては、全体的に適切に実施されている。

発注者及び受注者共に現場条件を十分に把握し、関係者への対応も誠実に行われている。工事への対応も、事業の目的を十分に理解し熱意をもって業務を行っている。

工事の進捗はほぼ計画どおりである。

現在のところ事故等発生していないが、今後もこれまで以上に慎重で安全な工事監理及び施工を望む。

設計変更の対象となる工事打合せ書について、変更概算金額の記載が無かった。協議・指示における変更概算金額は、設計変更及び契約変更の重要な情報であるため、今後については変更概算金額の記載を望む。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。大切な公金が市民のために適切かつ効果的に使用されるよう、今後も適切な公共工事の実施を要望する。